
令和元年大和町議会 1 2 月 定例会 議会 議 録

令和元年 1 2 月 5 日 (木曜日)

応招議員 (16名)

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日出子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大 須 賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	欠 員	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、おそろいでございますので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番堀籠日出子さん及び16番大須賀 啓君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き順番に発言を許します。

11番藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

皆さん、おはようございます。

では、一件一要旨でございますので、軽くお願いいたします。要旨は、町内の移動を容易にということでございます。

近隣市町村でも住民の移動手段の確保に苦慮しているようでございます。無償の町民バスの実証実験、これは七ヶ浜でしたかね。業者の宅配サービスの紹介なども行っているようでございます。

本町では、町民バス、デマンドタクシー、タクシー利用助成で町民の移動を応援しています。外部から吉岡地区への移動を狙いとした体系であり、地域ごとのサービスには温度差があるように思います。吉岡とはいえ、病院まで2キロメートル以上ある

場所もあります。デマンドタクシーの利用とバス停までの徒歩移動では違いが大きい。もみじヶ丘地域も高齢化が進んでおります。町民バス路線バスからも遠い地域への対応はということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの藤巻議員さんのご質問でございますが、町内の移動を容易にということでございました。

デマンドタクシーの運行改善につきましては、議会初日、本会議終了後の議会全員協議会でご説明させていただいたところでございます。

平成27年4月に運行開始をいたしましたデマンドタクシーにつきましては、町民バスの再編によりまして、宮床、吉田、鶴巣、落合の4地区と吉岡地区を相互に結ぶ従前の町民バスの代替として導入したものであります。

運行開始してから5年が経過しようとしておりますが、その運行範囲でも、議員のご質問にもありますとおり、西原地区等におきましては、町民バスのルートもなく、デマンドタクシーも利用できない地区となります。

このような公共交通の空白地域をカバーするため、過去に運行した循環バスという部分も検討いたしました。バス停までの距離、運行時間帯、過去の利用実績等も考慮し、高齢者の方などが使いやすいデマンドタクシーの運行区間を含めることとしたものであります。

そして、もみじヶ丘地区におきましても、団地分譲から約30年が経過し、当時の生産年齢だった方々も高齢化が進み、平成30年度末では約19%、700の方が65歳以上の方となっております。こういった状況も踏まえまして、もみじヶ丘、杜の丘地区もデマンドタクシーの運行範囲に含めることにより、町内全域で利用できることとなるものであります。

また、今回の運行改善におきましては、既存の運行に対して区域拡大を図りましたが、今後も利便性向上に向けて引き続き検討してまいりたいと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

今回の質問、申しわけないんですが、全員協議会の資料ももともと質問をさせていただきたいと思います。

その上で、基本的には、吉岡、それからもみじヶ丘地域にもデマンドタクシーの運行をしていただくということで、本当に長い間のということですかね。長い間というほどのこともないんですけども、地域の方々の声に応じていただき、まず御礼を申し上げたいと思います。その上で、2つ、3つお聞きをしたいと思います。

1つは、これはもしかすると書き方の問題なのかなあとも思っているんですが、実はこの資料によりますと、町民バスにつきまして、65歳以上の免許返納者の方についての年齢要件を外して、全ての運転免許返納者に半額の免除といたしますという、これは町民バスのところに書いてあるんですけども、これ確認したいんですが、タクシーのほうもそうなのかなというふうにも思うんですが、そこら辺よろしくお願いたします。

要するに、デマンドタクシーも65歳以上という年齢制限を外して、免許返納者への半額制度というのは適用になるのかどうかということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻議員、ちょっとお待ちくださいね。

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

大変失礼しました。

免許証の65歳というものを外したということにつきましては、免許を返納するに当たりましては、65歳でなくてもいろんな状況の中で返納せざるを得ないという方もおいでというふうな判断の中で、65歳以上というのを外しております。したがって、バスとデマンドにつきましても、免許を返納した方については、その対象になるという考え方です。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

多分そうなんだろうなと思った、多分なんていかなですね。要するにバスの計画の中で、ここに書いていますけれども、免許の返納者の方には半額免除とするものということが書いてあって、それで、タクシーのほうについて確認をしたかったということでございます。ということで、タクシーについても同様の免除になるということを確認させていただきました。

それと、今回のデマンドタクシーのことについてでございますが、吉岡の地域、上り下りという言い方はちょっと、吉岡地域になると若干不明にもなるかと思うんですけれども、いわゆる例えば自分のうちから指定の場所へ行ったり、あるいは戻ったりということが可能になるという理解で、だからデマンドということなんでしょうけれども、そういう中で、そうすると、今まであった吉岡については、同一地域内の移動は省くと、正確にはどういうふうに書いてあったかな。そういう書き方がしてあったと思うんですが、同じ地区内のみでの乗降はできませんという、今までのこれには書いてあったんですけれども、吉岡についてはそれが外れるという、どういうふうを書くかは別として、だけれども、ほかの地域は従前ですよというふうな理解ということによろしいと思うんですが、そこも確認したいと思うんです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、議員さんのおっしゃるとおり、基本は今までのとおりです。吉岡地区の方については、吉岡地区から吉岡地区という形になりますので、吉岡地区については、吉岡から吉岡ということもあり得るわけでございますので、そういうことになります。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

確認させていただきました。多分そうなんだろうなと思いながら、ちょっと確認をさせていただきました。

ということで、これ以降はこれからの話なので何とも言いようがないのですけれども、そうすると、率直に言って、これからそんな話になるのかどうかは別として、例えばもみじヶ丘、杜の丘にも医療機関がございます。そして、結構もみじヶ丘、杜の丘は、杜の丘地域に医療機関が集中しているように、そうすると、もみじの1丁目、2丁目だと結構遠いよねとかいう。ただ、バスでも行けるよねとか、いろいろこれからは出てくるのかなということで、これは今回の制度変更とは直には関係はしないんですけれども、吉岡が外れると、そういった可能性も出てくるのかなというような、若干ですけれども、そういう思いがして、将来のことですので言いようがないんですけれども、そこら辺のお考えというのは、町長、あるのかどうかだけお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そこら辺のということでありましてけれども、いろんな考え方が今後出てくるんだというふうに思いますので、今、議員さんがお話しになったことが、どの辺というのがちょっとあれなんですけれども、今で固定するというのではなくて、基本的な考え方を持ちながら、皆さんが便利に使えるような向上に向けた変え方といいますか、変化、そういったことでやっていかなければいけないというふうには思っております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

というあたりを確認させていただければと思います。

あとは運用上のことですので、余り重大なことではないんですけれども、いただいた中で、いわゆる鶴巢の地区に入る部分、それから吉田の地区に入る部分、吉岡が分けられるようです。

それで、その分け方が、これはそのうち何とかなるのかなという気もするんですが、いわゆる志田町地域が国道の東と西とに分かれて、多分悩んだのかなとも思うんですけれども、国道で分けたほうが、多分住民にとってはどっちというんですかね。業者

さんは同じだから、同じと言えば同じなのでしょうけれども、そういうふうな気もするんですが、そこら辺は余り重要なことじゃないんですけれども、もし町長、お考えがあればと思って最後にお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

区分といいますか、その線の引き方でいきますが、地区の方は自分の住所でということでご存じですので、そういった地区名でという形でやったということです。その辺も考え方はいろいろあるというふうに思いますが、まず一番自分の住所についてやったほうがわかりやすいかなということでもあります。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

最後のやつは業者さんは同じなのでどうなるのかちょっとあれなんですけれども、いずれにしても、念願でございました吉岡の地域の移動ということにつきまして、大きな前進になったのかなというふうに思います。

ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

次に、14番高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それでは、質問させていただきます。

このたびの台風19号で亡くなられた方への心からのお悔やみと被災者へのお見舞いを申し上げさせていただいて、関連する質問をさせていただきたいというふうに思います。

平成27年9月の関東・東北豪雨で吉田川等が氾濫したことから、国土交通省北上川

下流事務所が吉田川の床上浸水緊急対策事業として、令和4年度までに善川遊水地と竹林遊水地の整備や河道掘削、築堤を進めておりますが、その進捗状況についてお尋ねをします。

中でも遊水地整備に伴い、舞野・蒜袋両地区民が心配する課題があると聞きますが、現在どのようなお話が行われているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの遊水地整備地域の課題についてのご質問にお答えをします。

まず遊水地整備事業の進捗状況であります。平成27年9月の関東・東北豪雨に伴いまして、吉田川沿いでの上流部での床上浸水等の重大な家屋浸水被害の発生により、国では翌年度におきまして、吉田川と支川竹林川及び善川が合流いたします三川合流部より上流区間への遊水地及び吉田川上流部での河道掘削、築堤事業を含めました鳴瀬川水系河川整備計画を変更しまして、越水による家屋浸水被害などの再度災害防止を目的に、国と宮城県が連携して緊急的な治水対策を行う吉田川床上浸水対策特別緊急事業が採択され、国においては、令和4年度の完成に向け事業が進められております。

平成29年度におきましては、遊水地事業全体にかかわります地元説明会を3度開催し、関係住民のご理解を頂戴しながら用地調査等が実施されるとともに、同年12月には、事業の一環であります河道掘削工事並びに築堤工事の着手に向けた着工式が、議長を初め関係議員の方々のほか、地元選出国會議員等、関係機関の多数の方のご出席により開催され、本格的に河道整備事業に着手されました。

平成30年度からは、舞野地区に位置づけられました竹林川遊水地より用地買収等の説明会を数回にわたり開催し、関係地権者のご理解のもと、平成31年2月に竹林川遊水地堤防整備の起工式が地元住民の方々を初め、関係者の方々のご出席のもと開催され、遊水地堤防工事が本格的に着手されております。

今年度におきましても、堤防工事の継続と竹林川排水樋門設置工事が2カ年工事として実施される予定となっております。

善川遊水地につきましては、今年度より用地買収等の説明会が大衡村で開催され、その後、個別契約会等の実施によりまして、遊水地内面積の約6割で用地契約の締結がされており、来年度での遊水地全体の契約締結に向けた作業が進められておるとこ

ろです。

工事につきましては、1級河川奥田川と隣接します遊水地堤防工事に着手したほか、用地買収の契約締結が終了した箇所より堤防工事に着手する予定となっており、あわせまして善川排水樋門設置工事を2カ年工事として実施される予定となっております。

河道掘削事業は、全掘削量約36万6,000立方メートルのうち、昨年度末までに約12万3,300立方メートルの掘削を完了しております。今年度も引き続き掘削工事を実施いただいているところであり、遊水地整備事業につきましては、用地契約締結が順調に進んでおりますことから、今度は工事着手が進むものと期待しておるとともに、事業の早期完成に向け協力していきたいと考えております。

次に、遊水地整備に伴い、舞野・蒜袋両地区民が心配する課題があると聞くが、どのようなことが話し合われているのかについてであります。

舞野地区では、竹林川遊水地整備事業に伴い組織されました吉田川遊水地事業舞野地区対策協議会より、次のご意見・ご要望を頂戴しております。

1点目は、遊水地内の稲わら等浮遊物の除去について、2点目は、区域内道路の舗装について、3点目は、遊水地事業区域外の排水路の確保についてのほか、遊水地整備に伴っての区域外の道路及び水路の整備についてご意見等をいただいております。

舞野地区への対応状況ですが、1点目の稲わら等浮遊物の除去は、国で管理する堤防、管理用水路、排水路等の河川管理施設に付着したごみや稲わら等は国が処分するとの回答、2点目の区域内道路の舗装につきましては、町が下水道管が埋設されている農道への舗装を行うこと、3点目の排水路の確保や区域外道路及び水路の整備につきましても、着手に向け、その手法を検討しているところであります。

次に、蒜袋地区の方々関係をしております善川遊水地整備事業での地区の方々から頂戴したご意見は、舞野地区と同様に遊水地内での稲わら等浮遊物の除去や、1級河川奥田川の適切な維持管理及び改修について等のご意見をいただいております。

蒜袋地区への対応状況は、稲わら等の除去は同様の回答を、1級河川奥田川につきましては、管理者である宮城県より、河川内雑木等の除去について対応する旨の回答をいただいております。

以上のとおり、地元住民の方々からのご意見・ご要望を含め、吉田川床上浸水対策特別緊急事業を効果的及び円滑に進めるため、国・県、大衡村、大和町におきまして組織しました吉田川上流部治水対策事業調整会議及び幹事会におきまして、参加機関が課題解決に向け連携、協力しながら、地元への説明会を開催する等、丁寧に対応することといたしております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、お尋ねをします。

この平成27年の豪雨の後に、いろんな形で県や国のほうに町として要望をされているのではないかなと思うんですが、その要望の中身ですね。遊水地の設置を大和町としては要望項目に加えていたのかどうかお尋ねをします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それは、一番最初の段階ということだというふうに思いますけれども、最初の段階におきまして、遊水地というもので町として明確に遊水地というお話ではなく、安全対策ということでトータルの話、ダムとか、そういうお話をしましたが、遊水地というもので固定のあれで出したものではございません。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

じゃあこの遊水地の設置については、そういった要望を経て、国のほうから町なんかには床上浸水緊急対策としての提案の中に、そういったものが含まれたというような理解でよろしいでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

はい。町としては安全対策という形でお願いをしております、いろいろ検討いた

だいた中で遊水地という案が提案されてきたところです。

議長（馬場久雄君）

高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

それは、国の対策の一つとして遊水地の設置ということが提案されたということで理解をさせていただきました。

この遊水地というのは、それまで私自身も全く知らなかったものですから、地域の方々と勉強をしようということで、あるいは同僚議員とも勉強しようというようなことで、当時一関にある、規模は相当違いますが、同じ遊水地群というのを勉強させていただきました。そして、先日、山形の最上川に設置されております大久保遊水地というものも見させていただきました。

用途は同じだと思いますが、洪水が起きる可能性のあるところにそういったものを設置しているというのは各地区にあるんだなという印象とともに、やっぱり遊水地が果たす役割ということについて、改めていろいろ学ばせていただいて、今回は三川合流の上流部というようなことですので、言ってみれば一番下流が設置されている場所で、その上から流れてくる水をそこに一旦ためるといような、当然機能になるわけですよ。

となると、舞野地区、蒜袋地区の上流部ということになると、善川の場合は大衡村地区に、遊水地そのものも大衡村に含まれておられますし、舞野地区竹林川の遊水地については、現在、私たちが立っている吉岡の市街地、あるいは吉田地区、そういったところから流れてくる水を氾濫しないように洪水調整をしようというような目的でつくられているという理解をしているわけなんです、それによって、今回の場合は三川合流地点での本流である吉田川の水が越流することなくスムーズに流れて、その間、一旦留保した水を時間差を経て流し、被害の拡大を防ぐということになると思うんですが、まだできもしないうちからの心配と言われればそれまでなんです、台風19号の出水を見て、そのサイクルも短くなってきていますし、雨量も桁が上がってきているという中で、当初計画した水量留保で洪水の調整というか、そういったものが、先ほど言ったような地域で賄えるのかなというふうにも思ってしまうんですが、そういう議論というのは、最近、町や国や県との話の中でどのように話し合われているのかお聞かせをいただきたい。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

平成27年の大豪雨に見合うという言い方はおかしいんですが、その対応としての今の床上対策であります。そのことによって、あの同レベルであれば大丈夫であるという、現況復帰といいますか、国の考え方ですね。そういった方が基本的に今まであるわけですので、そういった内容でつくられてきております。

今回のこういった豪雨の中で、これからどうなっていくか、もっと大きなものが来るかもわからないという中で、今までじゃあどうなんだというお話の議論ということですが、これらにつきましては、先ほど申し上げましたが、吉田川上流部治水対策事業調整会議等々で質問等もしております。

専門的な見地からのいろいろご説明がある中で、その中ではという説明は受けておりますが、まだ我々もそこまで具体的にこうで大丈夫ですと納得、専門家は納得されているんだと思いますが、私はそのときにも、済みません、申しわけない、わかりませんと、大丈夫なんですかという聞き方までしてしまったんですが、そういったことについて、改めてきちっと説明する機会といいますか、そういったものはもらわなければいけない、その意見を申し上げて検証しなければいけないのではないかということについての意見は申し上げておるところでございまして、今、改めて北上川下流のほうでも、そういったことについて整備してもらっているところだというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

先ほども申しましたように、想定したその時点よりも回数も量もふえているという今回のサイクルといいますか、現実があるわけですので、今お話のあったことについては、今後も十二分に話し合いの中で確かめていただきたいなというふうに思います。

それと、大きく舞野地区からは3点の心配に対する相談があったというようなことで、何かそのほかにもご意見等をいただいているということで「等」だけちょっと強

調されて聞こえましたので、多分そのほかにもいろいろあるんだろうなというふうに思います。

ただ、その微々細々というよりは、私はこの中で、現在設置されている舞野地区の対策協議会、これは多分地権者の方々の協議会だと思います。それと今申されたような、今度はそれを解決するというか、対策を講じる側の調整会議というんですか。そういったものがあるという話ですが、これは今後も継続されるんでしょうか。要するに運用開始になった後も継続されるんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在は、そういったご要望といいますか、そういったものに対する意見の交換という形になって、それで、今の段階ではご要望に対してのお答えが一定のレベルで合意という状況であります。

今後、どういう形になるのかわかりませんが、こういった形の今度は管理の問題とか、そういったものになってくるといふふうに思いますが、そういったものにつきましては、どういう組織になるかはちょっと別ですけども、そういったことをやっていくことに当然なっていかなければいけないんだろうなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

私も全くそのとおりだというふうに思います。運用を始めてからのほうがもっと大切だというふうにも思いますし、何か今の感じだと、物を申す側と受ける側みたいな感覚になるんですが、これは両者とも共有して問題解決に当たらなきゃいけないということですね。会合の名前はどうかは存じませんが、それを運用する間ははずうと継続的にやっていくということ、今お話しいただいたとおりであれば、設置になるんだろうというふうには思いますが、これ必ず設置をいただきたいというふうに感じます。

先ほど言ったように、視察した先も対策協議会というのは設置されているんですね。

ですから、その先進事例なんかもございますし、それと、やっぱりさっき言った被災の回数だとか、規模がどんどん大きくなっていますから、今の対策で終わりということではなくて、次々課題が出てくるというふうに思いますので、その点についてはしっかりと対応していただきたいということを改めてお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長、今の件に関しまして。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しあげましたけれども、そういった形でやっていかなければいけないんだろうなと。河川事務所等でも、吉田川につきましては、今回の下流部のこともございましたので、いろいろそういったものについて、重きを置いているというふうに思っております。そういったこともありますので、今後管理についてもいろいろ協議をしていくことは必要だと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それともう一点、他の事例を見ていますと、その洪水の歴史だとか、記録とか、あるいはそれを学習するだとか、そういった類いの管理棟というか、管理事務所というか、学習施設というか、そういったものもやっぱりそれぞれ整備されているんですね。ですから、その機能だけではなくて、それをどう未来に生かすかということも非常に大切なことだというふうに思います。ですから、その設置も必要だというふうに思います。

あわせて蒜袋地区におきましては、ご承知のように集落の中心機能といいますか、集会所が前回も今回も床上浸水、ご承知のとおりされております。要するに集落としての機能をこの4年間の間に2度も抹殺されているというわけでありまして。これは放置できないというふうに思います。

集落からそういうご意見があるかどうかは、私は存じませんが、やっぱり行政としてはそれを見過ごすわけにはいかないのではないかと。例えばかさ上げをするだとか、適地に移転をするだとか、そういったことについて、先ほどの学習施設とあわせてお

答えをいただきます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この学習施設というものについて、いろいろ資料館といいますか、そういった形のものであります。

いろいろお話があった中で、集会所的なものの必要性とか、そういったこともあったわけですが、これは決定とかという話ではない中ですが、そういった資料館、あるいは防災関係のそういった機能を持ったものについての考え方というのは、一つあるという認識は、これは国のほうでもしております。必ずしなければいけない、すると決定しているわけではございません。ただ、そういったものの必要性といいますか、あとはそういったものの手法の一つとしてと。

それから、蒜袋でございますけれども、確かに2回続けて上がっております。今のところ移転という具体の話ではないところでございますけれども、今回の工事をすることによって、これは机上かもしれませんけれども、あの道路には上がらないという一つの、道路には上がらないという言い方はおかしいけれども、そういう数値的なものは出ております。

今後、さっきのその後の天気とか、そういったことも含めた中で、そういったことも課題として出てくる可能性はあるというふうに思っております。現在はまだそういったことはないのですが、そういった状況に今ございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今後もさまざまな意見交換の場でさまざまなことが出てくるんだろうというふうには思いますが、行政として拠点を失うというのは、やっぱりあっちゃいけない。要するに役場が機能しないというのと同じ意味だというふうに思います。先ほど言ったように、できる前に今後は大丈夫か大丈夫じゃないかという議論にももちろんなりますけれども、そういうことを2度経験して何も手をつけないということはいかなるものか

というふうに思います。

それと、学習施設というか、さまざまなそのことについて内外に記録として残す。あるいは子供たちにもそれを伝承するというようなことも当然必要なものになろうと思います。それを実現するというか、そういったものは、この時期でしかないというふうにも考えます。何も決定していないというふうに強調されましたが、決定していただくような努力をしていただくかどうかお尋ねをして、この質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この工事につきましては、今進んでいる状況であります。また、地域の方々の協力もいただきながらということを進めておるところでございまして、町としてもそういった地域とこの機関の振興と申しますか、そういったことはしっかりやっていかなければいけないと思っています。従いまして、そういったことにつきましても、関係機関と申すいろいろな意見の交換をしながら考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

続きまして、ドライブレコーダーの活用についてお尋ねをします。

以前からドライブレコーダーの公用車への設置を求め、役場内での安全講習や警察との連携について、その効果について議論をさせていただきました。現状の活用方法についてお尋ねをします。

ご承知のようにドライブレコーダーは車両に搭載することで、あおり運転や当て逃げといった交通事故トラブルへの対応だけでなく、車上狙いなどの犯罪抑制効果が期待できます。また、実際に記録された映像により、犯人や不審者の特定に結びつくケースもございます。

そこで、地域の見守りの目をふやし、体感治安の向上と犯罪等の未然防止につなげるため、本町と警察が連携して大和町ドライブレコーダー見守り協力者を募集し、ドラレコを動く防犯カメラとして有効活用し、具体的にはドラレコで走行中の映像が自

動的に記録されることによるながら見守りを行いつつ、事件や事故があった場合には、町が警察からの情報をメールで通知し、当該する方はドラレコの映像を警察に提供する個人、あるいは法人も含まれますが、町、警察の協力体制を構築してはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、公用車に設置したドライブレコーダーの活用状況に関するご質問であります。

高平議員からの一般質問を契機としまして、平成28年、29年度の2カ年度で公用車全車両にドライブレコーダーを設置いたしました。設置後、公用車による事故は縁石にこすった程度の事故はありましたが、ドライブレコーダーの記録データから事故の状況確認、原因分析を行うような事態は生じておらず、警察署等の外部からデータの提供を求められたことも今までありませんでした。

ドライブレコーダーの記録、データを活用した事例はありませんでしたが、運転者、職員ですね、につきましては、自分の運転状況が記録されているとの意識があることから、交通安全マナーの向上につながっているというふうに考えております。

また、このドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用しているところにつきましては、平成30年に福井県の坂井市管内警察が初めてドラレコ隊を発足して活動していると聞いておりますし、そのほかとして福井県の敦賀市、大阪府の吹田市、兵庫県の新潟市などで活用されておりますが、宮城県の中ではまだやっていると、警察では活用されていない、そのドラレコ隊としての活動はないというふうに大和署からなっております。

地域の防犯としての役割につきましては、地域での見守りの目がふえるなど、犯罪等の未然防止につながっていくものと考えられますが、プライバシー権、肖像権との観点から、有効に活用していけるかにつきましては、今後、警察とともに意見の交換をしながら研究をしてまいりたいと、このように考えております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、警察等の外部からデータの提供を求められたこともありませんというようなお話をいただきましたが、事前に警察と外部の方に私たちの町の公用車にはドライブレコーダーを設置しております。何かの際には情報提供しますよというような事前のお話はあるのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ここにつきましては、役所の人間が事故を起こしたことによって車のデータを求められたことがないということですので、ほかのものについてのということではないので、ちょっと表現がその辺はつきりしませんでした、そういう意味合いでございます。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

じゃあ改めて確認しますが、事前にドラレコをつけていますよだとかということは、もう警察だとか、そういったところにはお知らせをしているという理解でいいんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

公用車全部につけていますとかという正式な形での報告といたしますか、そういったことはやっております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これについては、設置とともに警察との連携というのは前々からお話をさせていただいておりました。現時点までもそういうことはやっていらっしゃらないということで、非常に残念な思いしております。

最後のほうに申されていますけど、プライバシーや肖像権の問題があるという課題があるということについては、十二分に理解をしておりますので、そのための話し合いを事前にして、そういった問題をクリアするためにも、関係者と協議をするべきだというふうに以前からずっと申し上げているつもりでおります。

ここで申し上げたとおり、ドライブレコーダー、あるいは、今、町で設置している防犯カメラも同じなんですけど、名前は防犯という名前ですが、どちらかというと、結果としては出たものに対する証拠というか、証拠という言葉だけではなくて、その事実を確認するだとか、そういったことに用途が使われているというケースが最近特に多くなってきていると。町としても年々防犯カメラを設置しているというようなことも、防犯という意味もあるでしょうけど、何かあった場合は、そういったものを有効に活用できればという思いもあるのではないかとこのように思います。

11月23日に私の住んでいる地域に収穫感謝祭というお祭りがあって、その際に駐在所の方もいらしていたんですが、管内で何かあったというようなことで中座されました。結果、後から伺ったのには、地域内の駐車場で車上荒らしがあったと。車の中の金品が強奪されたということだったようでございます。その施設からは最近になって、その事件があったところに防犯カメラを設置していきたいというようなご意向が、その地権者からはお話があったというふうになってございます。

そこを通過した車両に仮にドライブレコーダーがあって、それが町からの働きかけだとか何とかじゃなくて一市民の立場で、私は何か犯罪があって資料提供を求められたときには提出しますという。それは町が警察と協議して間違えのないような運用、あるいはそういったことでやっていけば、ひょっとするとそういうことも可能になるのではないかと、一つの例なんですけれども。そのときは何もありませんよ。

ですから、目を多くするということについては、市民の方も防犯に対する意識が湧く方については、積極的に参加していただくという姿勢をつくるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

防犯カメラといいますか、ドライブレコーダー等も含めてだと思いますが、本来はあくまで防犯だというふうに思います。犯罪を起こさないために監視していますよという言い方もおかしいと思いますが、防犯カメラという役割が本来であるというふうに思っております。ドライブレコーダーにしましても、自分の事故防止、あるいは自分が事故があった場合に、客観的資料を求めるということでつけたのが初めだったというふうに思います。

最近、ドライブレコーダーにつきましては、特にあおり運転があったり、ちょっと違う事態が出てきたと。違う事態って、前からあったのかもしれませんが、そういうものが多くなってきている。あるいはその犯罪があったときに、犯罪をした人たちがたまたま防犯カメラに写っている。都会ですといろんなところにあるものですから、それがつながっていくと逮捕といえますか、つながるとい状況に変わってきて、だから、本来という言い方はおかしいかもしれませんが、最初、思った目的とはまた違った形の、社会に合わせた形の利用方法になってきているのだろうというふうに思います。

そういった中で、安全管理ということでそういったものを使うといえますか、活用するという。これは一つの大事なツールといえますか、そういうものだというふうに思っております。

今、警察署のほうでもそういったことで利用されるということ。この動く防犯カメラにつきましては、大阪とかあちらでやっていますけど、当然県警とかでもいろいろ考えるというか、そういうことも地区ではどうだとかがあるのかなと、聞いたわけではございませんよ。時代がそうなっていますので、そういったこともある時代になってきていますので、余り楽しい時代ではないのですけれども、そういったことの利用といえますか、安全確保のための方策としてのこういったものを利用するというにつきましては、さっき言った防犯から犯人探しといえますかね。そういった使い方についても、安全のために必要ということの時代になってきているとすれば、そういった活用も一つの方法になってくるというふうには思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

一般の方でも、最近、車載カメラを設置している方がふえていると理解しておりますし、ごらんになったこともあると思いますが、ドライブレコーダー設置車両だとか、そういうステッカーを張っている車両の後ろについたりすることもおありになるんじゃないかなというふうに思うんですが、要するに抑止効果というのは起きたものではなくて、今申されたように抑止をさせるためには、そういうことがされていますよという表明するだけで、先ほどのドライブレコーダーを設置しただけで交通事故件数が仮に減ったとすれば、そういう抑止効果というか、そういったことに大きく貢献するんじゃないかなと。

ですから、今回のやつも、1つはたまたまですけど、今回説明をいただいた安全・安心防犯の基本計画というのを立てられましたよね。あれを見させていただいたんですが、やっぱりあれは行政からある程度の指針、基本ですから、そういった形を皆さんでやりましょうというのによくわかります。

ただ、それを具体的に進める一つの施策として、先ほども言ったように、一町民、一市民が町の仲介によって、自分の判断でそういうことを提供しますよというような意識を、町に登録することによって、警察から何らかの犯罪情報が出たときに、該当をするようなところにメールが配信されて、こういう事件がありました、ご協力くださいというようなもので、最終的には、一市民が自分の判断でその情報を提供すると。そういったことを、先ほど言ったように個人の情報だとか、プライバシーだとか、そういったものに当然配慮をしていただかなければ提供はできないわけですから、そういう音頭を基本計画の一つのツールにね。具体的に市民参加といっても、何か組織ばかり、この間の説明では組織ごとだとか、そういうことしかないんで、一個人として参加できる防犯、安心、そういった協力体制を構築する一つのきっかけになるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういったきっかけということ、確かにそういうことの参加のきっかけの一つにも

なるというふうにも考えられます。

今、こういった形で抑止から、前はダミーカメラだけでも抑止ということでやったわけですが、それが先ほど言いましたいろいろと変わっている時代になってきている。その中でみんなして安全を守ってくための一つの役割ということで、皆さんがそういったものに取り組むということ。これは町全体でやるという一つの交通安全だけではなくて、安全というものについての取り組みとして考えられる方策といいますか、それの一つとしては、すばらしいものだというふうに思います。

こういったことが警察と、警察のほうがどういう考えを持っておられるかというのはもちろん大切なところでありますので、その辺はあると思いますが、先ほど申し上げました安全対策の計画についても、今度具体のものを策定して皆さんに提案するというお話をさせてもらっておりますけれども、そういったものができるかどうか、そういったことも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、ぜひ今後の検討を期待したいと思いますし、今回の一般質問には、例えばドイツの施策だとか、C O P 21ですとか、あるいは昨日あたりは国連というような話が出ましたので、私もそれに次いで、もう少し大きいウルトラ警備隊というのをご存じですか、ウルトラマンの。あれは地球防衛軍というんですけど、何を言いたいかというと、ある町への車載カメラ設置車両というようなシールに、ウルトラ警備隊のマークが入ったシールをつくって協力者に配付をしていただいているというような事例もあるようでございます。

ですから、監視されているだとか、そういうマイナスなイメージじゃなくて、協力をしていただくことに少し壁を低くして、積極的な参加を求めるといような一つの手法もあるということを申し上げて次の質問に入ります。

議 長 (馬場久雄君)

高平議員、3件目に入る前に、ここで暫時休憩します。

暫時休憩します。

再開は午前11時10分からといたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

それでは、投票率向上策についてお尋ねをします。

投票率低迷が言われ続けております。今回行われた選挙の投票率は、前回と比較してどう変化したのか。選挙権年齢は引き下げられました。高校生の投票率を分析しているか。その年代の投票状況は他の年代と比べどうだったのか。投票率向上のために投票所の再編や期日前投票所の増設、移動投票所の設置など、検討されているかお尋ねします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、投票率向上策についてのご質問にお答えいたします。

投票率の低下傾向は全国的な傾向と捉えており、本町におきましても、50%前後ぐらいの低下傾向が続く結果があらわれております。

本町の近年の投票率であります。平成25年7月執行の第23回参议院議員選挙の投票率は48.11%で、ことし4月執行の第25回参议院議員選挙の投票率は50.03%であり、参议院議員における投票率を比較しますと1.92%の上昇となりました。

また、大和町長選挙の投票率の比較であります。平成27年9月の大和町長選挙の投票率は51.99%、ことし9月執行の大和町長選挙の投票率は50.61%となり、1.38%の低下となっております。

高校生の投票率ですが、高校生のみの投票率については把握しておりませんが、18歳の年齢別での投票率につきましては、調査をしております吉岡第一投票所の結果とはなりますけれども、今回の参议院選挙で48.48%、20代の31.2%や30代の31.22%を

大きく上回っております。

また、大和町長選挙の投票率も同様の吉岡第一投票所の結果であります50%で、参議院選挙同様、20代の23.01%や30代の29.55%を大きく上回っているところがございます。このことは、県・町の選挙管理委員会が毎年黒川高校で実施しております選挙の出前講座によります選挙の意義や、生徒自身による選挙事務従事、模擬投票などを通じ選挙の大切さが生徒に理解され、浸透しているものと考えております。

投票率向上のための投票所の再編等の検討についての回答であります。平成29年4月から吉岡・宮床地区の人口増加に伴いまして、吉岡投票区を2投票区から3投票区とし、大和町役場に投票所を設置し、宮床投票区を3投票区から4投票区として、南部コミュニティセンターに投票所を追加したものです。

また、少ない人口の投票区の再編も検討いたしましたが、検討の中でオンラインによる各投票所と役場を結び、どこの投票所でも投票できるシステムを導入し、少選挙投票所の再編も考え、さらに再編に伴い、投票地区への交通手段のない交通弱者への配慮といたしまして移動投票所の検討もいたしましたが、ことしの選挙におけます75歳から80歳までの投票率につきましては69.28%で、80歳以上でも42.72%となっておりますことなどを考慮しまして、今回は2投票所の増加のみの実施となったものですが、これから大和町も高齢化が進む中、移動投票所については、いずれ導入が必要となる時が来るものと考えております。

また、期日前投票所につきましては、町民の皆さんが気軽に入れる吉岡や杜の丘などの商業施設等を考え検討しましたが、期日前投票所の設置調整と設置経費や期日前投票所と役所電算システム間との同期等の問題などがありますので、今後設置に向けて研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、お尋ねします。

高校生のみの投票率は把握しておりませんということなんですが、これはシステム的にそういうことは不可能だということでしょうか。あるいは調べることができるということでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
システム上といたしますか、働いている方と高校生の方がいますので、18歳という年齢でやった場合に、その区別をするのが難しいということです。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)
難しいということは、不可能ではないということでもいいんですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
済みません。詳しくは課長からお答えします。

議 長 (馬場久雄君)
総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)
それでは、高平議員さんの質問にお答えしたいと思います。
可能と言えれば可能だと思いますけれども、名簿と高校生が、誰がどこの高校に行っているかのチェックまで必要になりますので、そこのチェックとなりますと、やはり現実的には無理ということが考えられますので、今は18歳のみということで。ただ、18歳の中にも16歳から働いている方もいますし、高校生のみを対象にということは、なかなか現実的には難しいものと考えております。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

学校は教育機関ですから、教育機関としてのデータを持っているところでは、今課長が答えられたことに対する答えというのは持っているのではないかなあというふうに、要するに各学校に大和町の、例えば有権者の高校生がどれぐらい通っているかだとかということは調べられるのではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

高校生の有権者の数というのは調べることができます。ただ、投票率となったときにチェックができないということです。高校生の方で18歳以上で投票権があるということまではできるということです。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

何でこのことにこだわっているかというのと、他自治体では高校生の投票率を比較できるように管理しているところは実際にはあるんですね。ですから、私は不可能ではないというふうに思いますので、検討をしてみてください。

それともう一つ、せっかく課長に出てきていただいたんで、多分町長でなくて答えるようになると思うんですが、選挙管理委員会として、大和町の住民がよく使う町外の施設で、移動の投票所を設置することは可能かどうかというのを教えてください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その件につきましても、総務課長からお答えします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、今の高平議員さんの質問にお答えしたいと思います。

選挙の法の39条では、どこの投票所、地域外にも地域外・地域内という区別はなく、設置は可能ということは、その法を読む限りは可能とは考えられますけれども、県の選挙管理委員会といろいろそういうことで話し合った経過があります。それは、宮城県内の自治体の選挙管理委員会が一斉に集まってこの辺を検討した内容でございますが、県からの回答としましてはふさわしくないと。そういう特別な理由がある場合は、ほかの地域外にも選挙区として認められるということで、例えば今回の災害がありました丸森みたくその地区がだめになってしまって、ちょうど隣の、例えば角田のところに何か大きな施設があるというような場合、そういう場合のみは特別に許されるんじゃないかということでございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ここにも示されておりましたように、選挙管理委員会や県も含めて黒川高等学校に対するさまざまな啓蒙活動をされているといったことが、先ほどご紹介をいただいた投票率向上に寄与しているというようなお話でしたが、模擬投票じゃなくて、本投票を、黒川高等学校、あるいは県内でいえば富谷高校ですか。そういったところに該当者、選挙の時期にももちろんありますが、出向いて、そういった方々に実際の投票行動をしていただくと。それによって、来年、再来年、その年齢に達する人たちにもそういうアピールができるというようなことがあると思うんですが、そういうことを視野に入れて検証してみたいかどうかは可能でしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

可能かということではありますが、先ほどの場所の問題で、黒川高校であれば大和町内であるということですね。富谷高校になった場合には、さっき言ったようなことが出てくるということで、それぞれの場所で全くできないことではない、場所を設置することはというふうに思います。

ある程度的人数が限定されている中でありますので、投票する義務はありますけれども、投票の強制にはならないにせよ、そこに行って、黒川高校には何十人というわけですが、その中に、きょう来ていますから投票しなさいというか、結果的にどうなるかわかりませんが、そういったのはどうなのかというのはちょっと。投票はできると思いますけれども、いろいろそういった課題はあると思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

これもほかの例で恐縮ですが、それを実際にやられて、移動投票というようなことで、立会人だとか何とかも、自前の選挙関係の職員がワゴン車1台で行って、放課後の時間帯でやって、結果として高校生の投票率が2倍に上がったとかということもあるんですね。絶対数が少ないからそこまでの効果がどうかということももちろんありますし、先ほど言ったように、それが強制ととられるようなことがあってはいけません。ただし、先ほど言った模擬の勉強だとかということではなくて、実際の投票行動というのはこういうものなんだということで、それも自主的な判断で投票すれば、それは大変結構なことではないかと。費用的にも一切かからなかったと。一切というか、公用車を使って自前の職員でというようなことでしたのでね。

ですから、選挙への啓蒙、あるいは教育の中での選挙とは何かというようなことについても、そういうチャンスがあれば取り入れてもいいのかなど。あるいは、スーパーマーケットだとかでやることによって、女性の投票率が極端に上がるというようなことも言われております。実際にそういう数値を出したところもございます。ですから、幅広くそういったものの可能性というものも、ぜひ排除しないで検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたとおり、そのやり方につきましては、いろいろ研究もしておりますし、県の選管でもいろいろそういった工夫といたしますか、話し合いもやられているようでございます。大和町は大和町の状況がありますので、そういったことをいろいろ研究しながら投票率を上げる工夫といたしますか、投票してもらえよう体制をできるだけ上げるようなことに取り組んで研究してまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

これで終結します。

議 長 （馬場久雄君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第 3 「議案第 94号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

日程第 4 「議案第 95号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例」

日程第 5 「議案第 96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例」

日程第 6 「議案第 97号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 98号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 99号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第100号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係条例の整備に関する条例」

- 日程第10「議案第101号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第11「議案第102号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第12「議案第103号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第13「議案第104号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第14「議案第105号 令和元年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第15「議案第106号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第16「議案第107号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第17「議案第108号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第18「議案第109号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第19「議案第110号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第20「議案第111号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第21「議案第112号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第22「議案第113号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第23「議案第114号 指定管理者の指定について」

議長（馬場久雄君）

引き続き、日程第3、議案第94号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から日程第23、議案第114号 指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、引き続きよろしく願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第94号です。大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

平成29年5月に会計年度任用職員の創設を盛り込んだ地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことによるものでございます。

第1条、趣旨は、会計年度任用職員の基準などを定めているものでございます。

第2条、定義の1号は、フルタイム会計年度任用職員を、2号については、パートタイム会計年度任用職員の用語を定めております。

第3条、会計年度任用職員の給与については、給与などの内容を定めておるものでございます。

第4条から第17条までは、フルタイムの会計年度任用職員の関係になっております。

それでは、第4条、給料につきましては、大和町職員の給与に関する条例に準用することを定めております。

2ページをお願いいたします。

第5条、職務の級については、複雑困難や責任の度合いに基づき、11ページになりますけれども、行政職給料表に定める職務の級に分類するものでございます。

第6条、号給は、規則で定める基準に沿い、任命権者が決定することを定めております。

第7条は給料の支給、第8条は地域手当、第9条は通勤手当について給与条例を準用し、字句を読みかえるものでございます。

第10条、時間外勤務手当につきましては、3ページの表のとおり給与条例を準用し、字句を読みかえるものでございます。

3ページになります。

第11条、休日勤務手当についても、下表のとおり給与条例を準用するとともに字句を読みかえるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第12条、夜間勤務手当、第13条、宿日直手当につきましても給与条例を準用し、字句を読みかえるものでございます。

第14条は、給与の端数計算を定めております。

第15条は期末手当について、任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する内容を定めております。

5ページをお願いします。

16条は1時間当たりの給与額の算定を定めておるものでございます。

17条につきましては、給与の減額について、国民の祝日や年始年末、休日にかわる代休を除き、勤務をしない時間を1時間当たりの給与額を減額することを定めているものでございます。

次に、パートタイム会計年度任用職員の関係になります。

18条については、報酬額の基準や計算方法等を定めているものでございます。

6ページをお願いいたします。

第19条、時間外勤務に係る報酬と、7ページになりますが、第20条、休日勤務に係る報酬、第21条、夜間勤務に係る報酬については、報酬で支給することや計算方法などを定めているものでございます。

8ページをお願いいたします。

第22条は、報酬の端数計算を定めているものでございます。

第23条、期末手当については、任期が6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員について給与条例を準用することや、その条件を定めているものでございます。

第24条、報酬の支給は、報酬の支給期間や支給日等を定めているものでございます。

9ページをお願いいたします。

第25条、勤務1時間当たりの報酬額については、同第19条から第21条まで説明いたしました月額、日額、時間の額の内容を定めているものでございます。

第26条、報酬の減額については、国民の祝日や年始年末、休日にかわる代休を除き、勤務した時間を1時間当たりの給与額を減額することを定めているものでございます。

10ページをお願いいたします。

第27条、通勤に係る費用弁償、第28条、公務のための旅行に係る費用弁償については、費用弁償として支給することを、第29条、給与からの控除は、給与条例の規定に準用することを定めているものでございます。

第30条は、単純労務職員の給与について、フルタイム、パートタイムの単純労務職の種別等を定めているものでございます。

第31条は、町長が特に必要と定める会計年度任用職員について定めているものでございます。

第32条、委任については、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めること

を定めているものでございます。

11ページをお願いいたします。

附則です。

1. この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

2. この法律の改正前から引き続き1年間の任期を定めた臨時職員等が会計年度任用職員として採用され、この条例の適用を受け、以前より減額した場合等を保障するものでございます。

3. 第4条の規定により給与条例を準用する場合の特例を定めているものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

議案第95号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例についてご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、宮床、吉田、鶴巣、落合地区での子供を持つ世代や地元の若い世代の定住の促進と、人口減少の抑制及びコミュニティーの維持を図ることを目的とし、事業を進めております大和町子育て支援住宅設置及び管理につきまして必要な事項を定めるものでございます。

第1条につきましては、条例の目的について定めるものでございます。

第2条とし、名称及び位置でございます。住宅の名称、位置及び構造等につきまして定めるものでございます。

第3条、入居者の公募及び方法につきましては、第1項で入居者の公募を行う際の方法を、第2項では公募を行う際の公示すべき項目について定めるものでございます。

第4条、入居者資格でございます。

第1項第1号から第7号までは、吉田地区、鶴巣地区、各支援住宅共通の入居資格を、第2項では、第1項に加えまして鶴巣子育て支援住宅入居希望者に追加して入居資格を定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第5条、入居者資格の特例でございます。

第3条の公募におきまして、入居決定者の数が募集戸数に満たなかった場合に、入居申し込み時点において母子健康手帳の交付を受けた方も対象とするものです。ただし、入居につきましては、出産後の入居と定めるものでございます。

第6条、入居の申し込み、選考及び決定につきましては、その方法を定めるものでございます。

14ページをお願いいたします。

第7条は、入居補欠者の選定方法について定めるものでございます。

第8条、入居の手続でございます。

入居決定者に対し、入居決定者と同等以上の収入を有する連帯保証人の連署する請書等の必要な書類の提出を求めるとともに、手続等をしない場合には、入居決定を取り消すことができること等を定めるものでございます。

第9条、居住期間でございます。

当該入居者の全ての子が15歳に達する日以後の最初の3月31日までと定めるものでございます。

第10条、家賃の額につきましては、恐れ入りますが、19ページをお開き願います。

19ページ下段の別表記載の額を施設ごとに定めるものでございます。

14ページにお戻りをお願いいたします。

11条です。家賃の納付につきまして定めるものでございます。

15ページをお願いいたします。

第12条、督促につきまして定めるものでございます。

第13条、敷金につきましては、入居時に家賃の3カ月分に相当する金額の敷金を徴収することを定めるものでございます。

第14条、修繕の実施及び費用の負担につきましては、その方法を定めるものでございます。

第15条、入居者の費用負担義務につきましては、その項目等を定めるものでございます。

16ページをお願いいたします。

第16条は、入居者の保管義務を定めるものでございます。

第17条は、不在の届け出について定めるものでございます。

第18条は、迷惑行為の禁止について定めるものでございます。

第19条は、転貸等の禁止について定めるものでございます。

第20条は、用途の制限について定めるものでございます。

第21条は、模様がえ及び増築について定めるものでございます。

第22条は、同居の承認について定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第23条は、入居の承継について定めるものでございます。

第24条は、異動等の届け出について定めるものでございます。

第25条は、明け渡し時の届け出等について定めるものでございます。

第26条、住宅の明け渡し請求につきましては、入居者の行為等によりまして明け渡し請求することができる項目等を定めるものでございます。

18ページをお願いいたします。

第27条、立入検査につきましては、住宅の管理上、必要となった場合、検査の方法等について定めるものでございます。

第28条、警察署長への意見聴取につきましては、入居者もしくは同居者が暴力団員であるか否かについて意見聴取ができることを定めるものでございます。

第29条、町長への意見につきましては、警察署長が入居者、または同居者が暴力団員である場合、町長に意見を述べることを定めるものでございます。

第30条、駐車場の使用について定めるものでございます。

第31条、駐車場使用料につきましては、その額を1戸当たり月額2,000円と定めるものでございます。

第32条、駐車場使用料の納付について定めるものでございます。

19ページをお願いいたします。

第33条、罰則でございます。

町長は、入居者が詐欺、その他の不正行為により家賃等の一部または全部を免れたときは、その免れた金額の5倍に相当する金額以下等の過料を科すことができると定めるものでございます。

第34条、準用の規定を定めるものでございます。

第35条、委任につきまして定めるものでございます。

附則でございます。

附則としまして、第1項、施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

附則の第2項は、準備行為を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、20ページをお願いいたします。

議案第96号でございます。

先ほど説明しました会計年度任用職員制度の導入に伴う関係する条例の整備を行うための条例でございます。

第1条、大和町行政区設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第3条、「区長の任命」を「区長」とし、第1項を各行政区に区長1名を置くに、第2項に、区長は行政区住民から推薦された者を町長が委嘱することに改めるものでございます。

次に、第4条、任期から第7条まで削除いたしまして、新たに第4条、謝金として区長に支給することと謝金の額、支給方法などについては、規則で定めるものとするものでございます。

第5条は、旅費及び費用弁償を支給するものとし、その額と支給方法について、報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用することに改めるものでございます。

21ページをお願いいたします。

第8条、委任を第6条とし、規則で定めるものとするものでございます。

第2条、大和町交通安全指導員条例の一部を次のように改正するものでございます。

まず「大和町交通安全指導員条例」を「大和町交通安全指導員設置条例」とするものでございます。

第1条、目的を設置とし、大和町における道路交通の安全を確保するため、交通安全指導員（以下「指導員」という。）を設置するように改正するものでございます。

また、第2条、任務を削除いたしまして、第3条の任免を第2条、委嘱としまして、「任命」を「委嘱」に改正するとともに、第2号の「（以下「交通法規」という。）」を第2項及び第4条、第5条、第6条を削除するものでございます。

22ページをお願いいたします。

新たに第3条は、指導員に謝金を支払することと、その額、支払い方法について規則で定めるものとし、第4条は、旅費、費用弁償の支給、支給方法について条例の規定を準用するものとするもので、第7条、委任を第5条とするものでございます。

次に、第3条、大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

23ページをお願いします。

第3条、報告事項ですが、会計年度任用職員を除く内容を追加するものです。

次に、第4条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第3条、休職の効果の3項の後に4項を加えまして、第1項の規定の運用は任命権者が定めるものとするを追加するものでございます。

第5条、大和町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を次のように改正するものです。

24ページをお願いします。

第3条、減給の効果につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で規定する報酬の額を追加するものでございます。

第6条、大和町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第2条、職員の派遣の第2項第3号、「地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員」を「地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員」に改めるものでございます。

次に、第7条、大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第19条、「非常勤職員の勤務時間、休暇等」を「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等」に改めるものでございます。

25ページをお願いいたします。

第8条、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第7条第2項及び第8条第1項に会計年度任用職員を除くことを追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。

第9条、大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第5条、補償基礎額の第3号の後に第4号といたしまして、給与支払いされる職員、法第2条第4項に規定する平均給与額に準じて計算した額を追加し、「第4号」を「第5号」としまして、「報酬」を「報酬及び給料」としまして、「前号」を「前2号」とするものでございます。

第10条、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第3条4項中、27ページをお願いします。第3条の2の第1項及び第2項につきましては、外国人指導助手が特別職でなくなったことから、関係する記載を削除するものでございます。

第4条の区長報酬についても同様のため削除し、第5条第2項についても特別職でなくなった区長、交通安全指導員、公民館分館長についても削除しております。その内容につきましては、28、29ページのとおりでございます。

次に、29ページから30ページをお願いします。

第11条、大和町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第25条、「臨時又は非常勤務職員の給与」を「会計年度任用職員の給与」とし、第2項と第27条第4項を削除するものでございます。

30ページをお願いいたします。

第12条、大和町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条、用語の意義に会計年度任用職員が対象となることを追加するものでございます。

第13条、大和町公民館条例の一部を次のように改正するものでございます。

30ページ、31ページをお願いします。

3条の後に第4条としまして、謝金を支払することと、その額、支給方法について、別に規定で定めることを定めるものでございます。

第5条については、旅費及び費用弁償を支給することとし、その額、支払い方法については、条例の規定を準用することとし、第4条、委任を第6条に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、32ページをお願いします。

議案第97号です。

第1条、大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条、期末手当について、第3項の「100分の167.5」を「100分の172.5」とするものです。

第2条、大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第6条、期末手当について、第3項の「100分の172.5」を「100分の170」とするものです。

附則でございます。施行期日等でございます。

1. この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するというものです。

第2. 第1条の規定による改正後の大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

3は、改正前の規定に基づいて支給された報酬は内払いとするものでございます。以上です。

次に、34ページをお願いいたします。

議案第98号でございます。

第1条、大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものがございます。

第3条、その他の給与について、第4項中の「100分の167.5」を「100分の172.5」とするものです。

第2条、大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものがございます。

第3条、その他の給与について、第4項中の「100分の172.5」を「100分の170」とするものでございます。

附則です。施行期日等でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日からとするものです。

2. 第1条の規定による改正後の大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものです。

3は、改正前の規定に基づいて支払われました給与は内払いとみなすものでございます。

次に、36ページをお願いします。

第99号でございます。あわせて説明資料99号関係の準備も願いたいと思います。

議案第99号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第23条、勤勉手当について、第2項中「100分の92.5」を、「6月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5」に改正するものです。

別表第1は、37ページから41ページのとおりでございます。よろしく申し上げます。次に、42ページをお願いします。

第2条、大和町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第13条、住居手当の第1項第1号、第2号中の「1万2,000円」を「1万6,000円」に、第2項の「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、第1号のアの「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に、イの「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めるものです。

第23条、勤勉手当について、第2項第1号の「6月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5」を「100分の95」に改めるものです。

附則でございます。施行の日の適用でございます。

第1条、この条例は公布の日から施行するものです、ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

2、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第2条、改正後の給与条例の規定を準用する場合には、改正前に支給された給与は、改正後の内払いとするものでございます。

第3条の住居手当に関する経過措置につきましては、激変緩和措置としまして、1年間は保障することを定めているものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第100号でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例を整備する条例でございます。

第1条、大和町表彰条例の一部改正から、済みません、48ページになりますけれども、48ページの第5条の大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正するまでは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係部分を削除するとともに、字句の整備をするものでございます。

附則でございます。施行の日のところでございます。

1 としまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものです。

2、改正前の規定により、失職した職員にかかわる期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

午後もよろしく申し上げます。

それでは、議案書50ページをお願いします。

議案第101号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、デマンドタクシーの運行改善といたしまして、吉岡地区、もみじヶ丘、杜の丘地区も運行区域をすることに伴います条例で規定いたしますデマンドタクシーの運行区域につきまして、所要の改正を行うものでございます。

別表の第1につきましては、条例本則第4条で規定いたします運行区域を定めるものでございまして、この中の第2号のデマンドタクシーの運行範囲について改正するものでございます。

表の運行区域の宮床につきましては、運行範囲から除外といたしておりましたもみじヶ丘、杜の丘区を削りまして、宮床地区全体を運行範囲とするものでございます。

運行区域の吉田につきましては、運行範囲に柴崎、志田町区を除く吉岡地区を含めるものといたしまして、鶴巣地区につきましては、吉岡地区の柴崎、志田町区を含めることとし、吉岡地区におきましても運行範囲とするものでございます。

また、全ての運行区域におきまして、「吉岡地区の区域の相互運行」を「吉岡地区の指定場所の相互運行」と改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、51ページをお願いします。

議案第102号でございます。

大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

改正の概要といたしましては、コンビニ交付の実施に伴い、コンビニの多機能端末機で印鑑証明書の交付を受ける場合には、印鑑登録書を提示するかわりに個人番号カードを利用して、多機能端末機に必要な事項を入力することで、印鑑登録証明の交付を受けることができることを第3項として新たに加えたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年2月1日から施行するものでございます。

52ページをお願いいたします。

議案第103号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

改正の趣旨といたしましては、令和元年10月に消費税が変更されたことに伴い、第2条13号の狂犬病予防注射の接種手数料を2,550円から2,600円に改正するものです。

また、32号につきましては、窓口で住民票や戸籍の付票の謄本の写しについて、1人につき200円で、1人増すごとに50円ずつ加えることになっておりますが、コンビニ交付の場合、手数料の複数設定ができないため、抄本も謄本も200円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年2月1日から施行するもので、ただし、

第2条の13号につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、53ページをお願いいたします。

議案第104号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

大和町農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

本条例の第2条で、分担金を徴収する災害復旧事業費を別表で定めておりますが、改正前では、「平成27年9月10日～11日発生 平成27年9月関東・東北豪雨災害復旧事業」としておりましたが、改正後は、「令和元年10月12日～13日発生 令和元年台風第19号災害復旧事業」とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、54ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第8号）につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第105号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3億3,762万3,000円を追加いたしまして、予算総額を128億1,938万1,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、55ページから57ページの第1表によるものでございます。

詳細は後ほど事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

第2条でございます。繰越明許費につきましては、第2表により設定するものでございます。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、追加及び廃止でございます。3表によるものでございます。

第4条、地方債の補正につきましては、追加でございます。第4表によるものでございます。

58ページをお願いしたいと思います。

「第2表 繰越明許費」でございます。こちらにつきましては、令和元年度中の完了が見込まれない事業につきまして、令和2年度へ繰り越して執行することにつきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものでございます。

9款5項、給食センター空調設備設置。今回の歳入歳出補正予算に計上しているものでございます。金額は6,091万5,000円でございます。

59ページをお願いします。

「第3表 債務負担行為補正」でございますが、初めに追加でございます。

59ページから66ページに記載してございます合計99件の事項につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

事項、期間、限度額の説明につきましては、数が多くなってございますので、割愛をさせていただきますけれども、各事項類型ごとに整理をいたしますと、1つ目といたしまして、令和2年4月から委託業務等が開始される事項につきまして、令和元年度中に発注調達行為を行うものが65件となっております。こちらは、期間の欄に令和元年度から令和2年度までと記載のあるものでございます。

2つ目といたしまして、複数年度にわたります委託業務等の期間が、今年度で終了いたしますことから、令和2年度から次期複数年度更新を行うもの、及び新たに複数年度による契約を行うもの、合わせまして33件となっております。

3つ目といたしまして、指定管理者と令和2年度からの次期指定期間の契約に係るものが1件となっております。

66ページをお願いいたします。

表の下段のほうをごらんください。

次に、廃止でございます。

事項欄に記載のございますメール端末更新賃貸借につきましては、現在各課に1台設置しておりますL G W A Nに接続されたメール端末を更新するものでありましたが、

当初予算で別に設定しておりますL G W A N接続系仮想化基盤更新賃貸借において、ウインドウズ10対応のために行います職員配置のP C更新にあわせまして、L G W A Nメールの機能が今後できることとなりましたので、廃止をさせていただくものでございます。

67ページをお願いいたします。

「第4表 地方債補正」の追加でございます。

起債の目的欄の減収補てん債につきましては、普通交付税の算定におきまして、基準財政収入額に算定された法人税割の見込み額を実際の課税が下回るような場合、その減収を補填するために発行できる地方債となっております。

法人税割は、この税収につきまして、景気や法人の業績の影響を受けやすい税目でございます。そのため、算定額と収入額に生じる乖離を是正するとして、措置として設けられたものでございます。

なお、この減収補てん債の将来の元利償還金につきまして、その75%分は、基準財政需用額に算入されることによりまして、財源措置がなされるものでございます。

限度額につきましては、固定資産税の増収がありましたことから、9億8,000万円といたしまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、掲載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第8号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項2目法人につきましては、法人の確定申告によります減収を反映し、減額をいたすものでございます。

2項1目固定資産税につきましては、家屋の新設、償却資産の取得に対する課税が想定を上回りましたことから、追加いたすものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金、2節につきましては、歳出の給付費の実績見込みに連動して追加いたすものでございます。

4節につきましては、歳出の私立保育園運営費及び幼稚園就園奨励費の実績見込みに連動して追加をいたすものでございます。

2項2目民生費国庫補助金、2節につきましては、未婚の臨時給付金事業の事務経費に対する補助金でございます。

17款1項2目民生費県負担金、2節、4節とも、国庫支出金と同様の理由によるものでございます。

2項4目農林水産業費県補助金、2節につきましては、歳出において、事業費の確

定による減額に連動して歳入の減額をいたすものでございます。

4ページをお願いいたします。

6目市町村振興総合補助金につきましては、知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業費は、利用者増加分を追加するもの。山の幸振興総合対策事業費は、県からの追加配分を計上するものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額見合いの財源調整として追加計上いたすものでございます。

22款5項3目雑入につきましては、事業利用者の増加分を計上するものでございます。

23款1項2目減収補てん債につきましては、補正予算総則での説明のとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。1節、3節、19節につきましては、議員の辞職によるものでございます。2節、4節につきましては人事院勧告によるもの、11節、13節につきましては、議会コンサート時の黒川高等学校への昼食代と楽器の輸送代でございます。14節は、デジタル端末リース料の入札の差金でございます。18節は、壊れましたデジタルカメラのかわりに新しくデジタルカメラを購入するものでございます。

なお、これ以降の2、3、4節につきましては、省略させていただきます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、6ページをお願いします。11節需用費につきましては、会計年度任用職員制度に係ります改正部分につきまして、条例等を加除するもので、約55件になっておるものでございます。

次に、2目11節の印刷製本費につきましては、行政区回覧板の予備が足りなくなったもので、増刷するものでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、5目財産管理費でございます。

施設及び庁舎の維持に関する経費の計上でございます。

11節の消耗品につきましては、庁舎の照明でございますメタルハライドランプが製造中止になってございまして、現在販売がされている部分につきましては、あらかじめ備蓄をしたいということで、追加をいたすものでございます。

光熱水費につきましては、庁舎の電気料の不足が実績見込みにより見込まれますことから、追加をいたすものでございます。

修繕料につきましては、吉岡コミュニティセンターの玄関扉、排煙窓、鶴巣防災センターの屋根瓦、庁舎のテーブル天板、椅子のキャスター交換等を行うため、追加をお願いするものでございます。

15節につきましては、防犯カメラ設置工事の契約差金を減額するとともに、定期点検で劣化が判明いたしました空調用薬注ポンプ固着の修繕に要する工事費を追加して、その差額を計上するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 (千葉正義君)

続きまして、6目企画費でございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、初めに大和町デマンドタクシー運行維持費につきましては、デマンドタクシーの運行区域拡大に伴いまして、デマンドタクシーの運行業務受託者におきまして、ジャンボタクシーを購入する際、その費用の2分の1、上限200万円の補助を予定するものでございます。

次に、子育て世帯等移住・定住応援事業につきましては、現在、交付決定しているものが5件、450万でございますが、今後の申請見込み、こちらが7件、540万でございますので、当初600万に不足する390万円の増額をお願いするものでございます。

最後に、三世代同居応援事業につきましては、現在交付決定が4件、78万6,000円、今後の見込みが11件、420万でございますので、当初250万に不足する248万6,000円の

増額をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、7目電子計算費でございます。

13節につきましては、会計年度任用職員制度移行に伴いまして、システムの改修をするものでございます。

14節につきましては、先ほど財政課長が述べましたとおり、メール端末のリース料がメール端末として借り上げることが要らなくなったもので、その分減額するものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

10目無線放送施設管理費の15節につきましては、鶴巢山田地区の河川の氾濫によります防災放送無線子局の基礎部分が洗掘被害を受けたものですので、その修繕分の53万4,000円でございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

7ページをお願いいいたします。

2款2項徴税费、1目税務総務費でございます。

3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、人件費調整分1万4,000円と今後発生します災害減免や申告相談業務等に要する差額分241万9,000円を合わせた243万3,000円の増額補正を、2目賦課徴收費の4節、7節につきましては、産休代替事務補助員に要する費用の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、7節につきましては、個人番号カードの交付が今後ふえる見込みですので、1月から3月までの事務補助員の賃金でございます。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

選挙費につきましては、1節報酬につきましては、選挙管理委員に報酬を支払うものでございます。

次に、8ページをお願いします。

監査委員につきましては、3節、4節なので省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

3款1項1目社会福祉総務費、28節につきましては、人件費の調整分を国保特別会計へ繰り出しするものでございます。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、2目老人福祉費、23節につきましては、平成30年度の精算に伴います低所得者利用負担軽減対策事業補助金の償還金の追加をお願ひするものであります。

28節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費、介護給付費、地域支援事業費に係ります繰出金の減額をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長（櫻井修一君）

続きまして、9ページをお願いいたします。

3款1項4目障害者福祉費でございます。

3節職員手当等につきましては、人件費調整分と障害者手帳交付及びサービス支給関連の事務の増加に伴います時間外勤務手当の所要額の補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、グループホーム体験ステイ事業の利用者増に伴います追加の補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、身体障害者の自動車運転免許取得及び自動車改造費補助金の確定見込みによります追加の補正をお願いするものでございます。

20節扶助費につきましては、更生医療及び居宅介護等サービス費の実績を踏まえ、今後の給付見込みによります追加の補正をお願いするものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度分の障害者自立支援給付費の精算に伴いまして、償還金が生じたので、所要額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

28節につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金でございますが、人件費調整分の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

それでは、9ページから10ページとなります。

3款2項1目児童福祉総務費について、19節につきましては、私立幼稚園における幼児教育無償化に係るもので、対象児童がふえたことにより、負担金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、4目保育所費につきまして、19節につきましては、認定こども園等に給付する施設型給付費と小規模保育事業等に給付する地域型給付費の増額をお願いするものでございます。

23節につきましては、平成30年度分の保育所運営費、子ども・子育て支援交付金の補助金の確定に伴う償還金をお願いするものでございます。

5目児童館費につきましては、13節につきましては、旧宮床児童館敷地内の樹木伐採に係る費用と、15節につきましては、宮床児童館の解体工事に係る契約差金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3款3項1目災害救助費、8節につきましては、今回の台風19号に係ります災害義援金配分委員会を今後開催しますことから、委員謝礼につきまして、追加をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 （櫻井修一君）

続きまして、11ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。

3節職員手当等につきましては、人件費調整分と休日及び夜間に実施しました総合健診及び健診結果説明会、胃がん、乳がん検診、台風19号の健康状況調査などに要します時間外手当の所要額の補正をお願いするものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度分の緊急風疹抗体検査に伴

います感染症予防事業費等国庫負担金の精算に伴いまして、償還金が生じたので、所要額の補正をお願いするものでございます。

28節につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、11ページから12ページにかけてでございます。

5款1項2目農業総務費でございます。

このうち基幹集落センター及び町民研修センター管理費に係る補正でございます。

11節需用費の修繕料につきましては、基幹集落センターの軒天、和室、床板の修繕、町民研修センターの舞台、袖幕等の修繕料を計上するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 (遠藤秀一君)

同じく12ページでございます。

2目農業総務費のうち3節職員手当等のうち時間外手当87万5,000円につきましては、稲わら撤去等に伴います災害復旧業務としての時間外手当でございます。

同じく5目農地費、3節職員手当等のうち時間外手当104万3,000円につきましては、農地等の災害復旧業務に要する時間外手当でございます。

28節繰出金、農業集落排水事業特別会計との財源調整に伴います繰出金の減額といたしまして、295万円の減額をお願いするものでございます。

同じく、2項1目林業振興費、13節委託料につきましては、林道、橋りょう点検業務、林道嘉太神線、嘉太神橋ほか、10橋の発注に伴います契約差金の減額をお願いするものでございます。

同じく19節負担金補助及び交付金のうち、山の幸振興総合対策事業といたしましし

て、県の市町村振興資金を活用しまして、七ツ森菌床椎茸生産組合の生産施設の照明施設のLED化及び空調施設の更新整備に対する補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長（文屋隆義君）

続きまして、13ページをお願いいたします。

6款商工費の2目商工振興費の企業誘致費でございます。

19節は、企業立地奨励金の額の確定により、補助金1,159万円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な理由といたしましては、大和町復興産業集積区域、いわゆる復興特区におけます固定資産税への課税免除の減免が確定によりまして、補助金の減額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

同じく13ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費の11節につきましては、台風19号で被災しました施設の災害査定に対応します事務用品のほか、災害対応時に使用しました土のう袋、A型バリケード、反射式ラバーコーン等の保安用品の補充に要します費用をお願いするものでございます。

16節につきましても、台風19号に伴いまして、仮復旧用資材として使用しました碎石及び山砂の補充に要します費用をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

4項2目下水道費の28節につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、3目公園費の8節につきましては、もみじヶ丘、杜の丘を対象に、平成26年

度より実施しております都市再生整備計画事業が今年度最終年度となります。事業の最終年度には事業評価を行うとされておりますことから、事業評価委員会を設置するものでございまして、その委員の謝礼に要します費用をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

5項2目子育て支援住宅建設費でございます。

こちらの11節につきましては、吉田、鶴巣、子育て支援住宅の完成に伴います完成見学会等で使用します電気、上下水道に要します費用をお願いするものでございます。

12節につきましては、落合地区子育て支援住宅の建築確認申請の際に要します申請手数料と、吉田、鶴巣子育て支援住宅完成に伴います火災保険料に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

続きまして、8款1項1目常備消防費の19節でございます。

令和元年基準財政需用額の確定に伴う黒川地域行政事務組合の負担金の19万8,000円でございます。

2目非常備消防費、11節につきましては、県消防操法大会出場に向けた訓練で使用する操法用管鎗、給管の購入費でございます。

3目消防施設費、19節につきましては、落合地区子育て支援住宅地内の消防水利確保のための消火栓の負担金でございます。

5目災害対策費、18節3万3,000円につきましては、災害、火災発生における記録写真撮影用のデジタルカメラ購入費でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

引き続き15ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。

9款1項2目事務局費でございます。

3節のうち、時間外勤務手当でございますが、人事院勧告等によります調整のほか、手当の不足分を補正するものでございます。

続いて16ページをお願いいたします。

11節、印刷製本費でございます。

小学校4年生の副読本「私たちの大和町」につきまして、児童数の増加等の理由から不足する分の増刷分の費用の補正をお願いするものでございます。

13節委託料でございます。

外国語指導助手業務委託費の契約差金を減額するものでございます。

続いて9款2項1目学校管理費でございます。

小学校管理費でございますが、小学校総務費でございます。

18節といたしまして、来年度の吉岡小学校、小野小学校の児童数増に対応するための机、椅子などの購入費を補正するものでございます。

続いて、3目施設整備費の小学校維持管理費でございます。

14節につきましては、AEDの賃貸借契約によります差金27万1,000円の減額及び小野小学校の児童用階段昇降機でございますが、使っております児童の車椅子の大型化によりまして、使用できなくなっておりますことから、新たな昇降機をレンタルする費用34万5,000円の増額、差し引きまして7万4,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて3項1目学校管理費の中学校総務費でございます。

18節でございますが、来年度の大和中学校の生徒数増加に対応いたしますための机、椅子等の購入費の補正をお願いするものでございます。

続いて、2目教育振興費の中学校教育振興費でございます。

18節でございますが、部活動の新設を検討しておりました宮床中学校に吹奏楽部を来年度から設置するための楽器の購入費用の補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、9款4項1目社会教育総務費でございます。

17ページをお願いいたします。

人事院勧告によります人件費の補正のほか、3節の時間外勤務手当につきましては、各種事業により不足が見込まれることから、58万4,000円をお願いいたすものでございます。

続きまして、11節でございます。

現在、宮床地区におきまして、イノシシ防止柵の設置作業を進めていただいているところではありますが、生涯学習課所管の施設、宮床歌の小径につきまして、施設の利用上、地区をお願いいたしまして、散策道を含め歌の小径の区域を区域の資材を使って囲っていただいたところでございます。山の中を囲う形になったため、柵など多くの資材を必要としましたことから、地区の資材が不足となり、歌の小径を囲っていただいた分、不足となった分を今回お願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

同じく4目まほろばホール管理費でございます。

11節需用費につきましては、電気料の実績額と所要見込み額により、不足分の補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 (瀬戸正昭君)

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。

19節につきましては、各常任委員会でもご説明いたしました町制施行65周年での富谷市との合同記念事業、マラソン大会開催のための大会計画策定業務のための負担金110万円をお願いするものです。全体で220万円での計画策定業務になりますが、大和町、富谷市で各110万円を負担、契約事務につきましては、富谷市で行うものです。

大会の概要につきましては、各常任委員会でご説明いたしましたとおりでございますが、合同でのハーフマラソン大会の開催となります。詳細が決まりましたら、改め

まして議員の皆様にご説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続いて、4目学校給食センター費でございます。

センターの運営費でございますが、13節につきましては、給食センター調理室内への空調設備、エアコン設置工事施工管理業務委託料でございます。

15節につきましては、同じくエアコンの設置工事に要します費用の補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

続きまして、18ページをお願いいたします。

ここからは台風19号関連ということになりますので、よろしく願いいたします。

10款1項1目農業用施設災害復旧費、15節工事請負費につきましては、太田地区の雲の川橋の洗掘及び吉田の高田地区の黒川浄斎場の東側の大堤ため池などの復旧に要します経費でございます。

続きまして、2目林業施設災害復旧費、15節工事請負費につきましては、林道滝ノ原アララギ山線等の復旧に要する経費でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費の15節につきましては、こちらも台風19号に伴います町単独災害の道路に係る災害復旧工事に要します費用をお願いする

ものでございます。

続きまして、2目河川災害復旧費の15節につきましても、町単独災害の河川に係る災害復旧工事に要します費用をお願いするものでございます。

3目都市施設災害復旧費の15節につきましても、台風19号に伴います町単独災害の都市施設に係る災害復旧工事に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、続きまして議案書68ページをお願いします。

議案第106号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,216万1,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、70ページの第2表により、大和町特定健康診査業務から国民健康保険事業実績報告及び調整交付金交付申請書作成システムの4事業をお願いするものでございます。

期限につきましては、全て令和元年度から令和2年度までとして、それぞれ記載の限度額でございます。

事項別明細書38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整によるものでございます。

6款1項1目1節繰越金につきましては、平成30年度の繰越金の確定に伴い、増額補正するものでございます。

8款1項1目国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金の増額でございます。

39ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節につきましては、人件費調整分と時間外手当の今後の見込みを増額するものでございます。

13節につきましては、オンライン資格システム改修の業務委託料でございます。

2目国民健康保険団体連合会負担金については、平成30年度の決算で剰余金が発生したため、今年度の負担金で調整、減額するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付金及び3目、療養の19節につきましては、公費7割分の療養給付負担金であり、今後の給付見込みによる増額を行うものでございます。

5目審査手数料、13節委託料につきましては、レセプトの審査手数料を減額するものでございます。

40ページをお願いいたします。

2款2項1目及び2目につきましても、一般被保険者高額医療費、高額介護合算療養費の負担金見込みにより増額するものでございます。

5項1目葬祭費につきましては、見込みにより増額するものでございます。

3款1項1目、一般被保険者及び2目、退職被保険者等の医療給付費分につきましては、県への納付の確定に伴い、負担金を減額するものでございます。

41ページをお願いいたします。

2項1目、一般被保険者及び2目、退職被保険者等の後期高齢者支援金等分の納付額の確定に伴い、負担金を減額するものでございます。

3項1目介護納付金分につきましても、納付額の確定に伴い、負担金を増額するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書71ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書につきましても、準備をお願いいたします。

議案第107号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,706万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、72ページ以降の「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

74ページをお願いいたします。

74ページの「第2表 債務負担行為補正」でございます。

債務負担行為の追加をお願いする事項につきましては、介護保険システムプログラム保守業務から介護台帳保守業務までの5項目でございます。

令和2年4月1日から業務等が開始される事項につきまして、本年度中に発注行為を行うものであり、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書46ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費の1節につきましては、現年度分の介護給付に係ります国庫負担金を減額するものでございます。

3款2項1目調整交付金の1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります調整交付金を減額するものでございます。

同じく2目地域支援事業交付金の1節につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります交付金を追加するものでございます。

同じく3目保険者機能強化推進交付金の1節につきましては、本年度分の交付額の内示がありましたことから、追加するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金、1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額するものでございます。

同じく2目地域支援事業支援交付金の1節につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を追加するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金、1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります県負担金を追加するものでございます。

5款3項1目地域支援事業交付金の1節につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります県補助金を追加するものでございます。

47ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの介護給付費、職員人件費及び地域支援事業費に係ります繰入金をそれぞれ減額及び追加するものでございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

8款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の残額分を計上するものでございます。

48ページをお願いいたします。

続きまして、歳出となります。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、人件費の調整の減額及び今後の見込みにより不足分の時間外勤務手当の追加、7節につきましては、事務補助員賃金、25節につきましては、財政調整基金への積立金の追加をお願いするものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費から、次のページ、49ページをお願いいたします。

4目地域密着型介護サービス給付等費までの19節につきましては、それぞれの介護サービス給付費に要します負担金の本年度実績から試算しました本年度見込みにより減額及び追加をお願いするものでございます。

2款2項1目高額介護サービス等費及び2目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス費に要します本年度の見込みにより追加をお願いするものでございます。

2款3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の19節につきましては、介護予防サービス給付等費及び介護予防サービス計画給付等費

に要します本年度の負担金の実績見込みによります減額及び追加をお願いするものでございます。

次に、2款4項1目特定入所者介護サービス等費の19節につきましては、特定入所者介護サービス等費に要します負担金の本年度の見込みによります追加をお願いするものでございます。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防事業に係ります訪問介護サービス、通所介護サービス、介護予防ケアマネジメント事業費に要します負担金の本年度実績見込みによります追加をお願いするものでございます。

4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節につきましては、人件費の調整の減額及び不足分に伴います時間外勤務手当の追加をお願いするものでございます。

51ページでございます。

4款5項1目支払審査手数料、12節につきましては、総合事業、審査支払手数料の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書75ページをお願いいたします。

令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、予算の名称でございます。改元に伴いまして、平成31年度を令和元年度とするものでございます。

第2条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を1,875万円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、76ページの1表によるものでございます。

事項別明細書56ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

2款2項1目不動産売払収入につきましては、財産区有財産、土地でございますが、

一部を隣接者の要望により売り払うものでございます。

所在につきましては、吉田字仁和多利20番地、面積が51.97平方メートルの予定で
ございます。

3款1項1目、繰入金は、財産の売り払い及び4款繰越金の計上によりまして、調
整、戻し入れをいたすものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰り越しでございまして、
全額を計上いたすものでございます。

次に、歳出でございます。

2款1項2目財産管理費につきましては、22節は財産の売り払いに伴います地上権
者への補償金を計上いたすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩いたします。

休憩の時間は10分程度とし、再開は午後2時10分からといたします。

午後1時56分 休 憩

午後2時09分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

よろしくお願ひします。

議案書の77ページをお願ひいたします。

議案第109号でございます。

令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,385万4,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、79ページ、第2表により宮城県後期高齢者医療広域健康診査業務をお願いするもので、期限は令和元年度から令和2年度までとし、限度額は545万円でございます。

事項別明細書58ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の調整に伴い増額するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書80ページをお願いいたします。

事項別明細書については、62ページ以降となります。

議案第110号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和元年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ212万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,407万1,000円とするものであります。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については、81ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加については、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

82ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」、追加であります。

事項記載の電気工作物保安管理業務について、令和2年4月1日から行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなるため、期間を令和元年度から令和4年度としまして、限度額については、31万7,000円をお願いするものでございます。

事項別明細書63ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整及び消費税申告の実績見込みに伴う納税額等を不足する額について、お願いするものであります。

64ページ、歳出であります。

1款土木費、1項1目一般管理費、2節、3節、4節については、人件費の調整に伴うもの、27節公課費については、消費税及び地方消費税について、実績見込みに伴う増額補正を、2項下水道建設費、1目建設費、3節、4節については、人件費の調整によるもの、13節委託料、業務委託については、公共下水道雨水全体計画変更業務について補助事業で取り組むことが可能である話をいただき、汚水、雨水の認可変更設計業務とあわせ行うことにより業務委託を減額するもので、測量・設計・施工・監理については、本年5月に会計検査を受検しております。マンホールの耐震だけではなく、管路の耐震についても調査し、必要があれば工事を行うべきであるとのことから、管路の耐震設計業務を行うため、増額をお願いするものでありますが、13節委託料全体としては減額となるものでございます。

15節工事請負費についてであります。

現在進めておりますマンホール浮上防止工事について、補助事業費見合い等に伴い、当初整備箇所数20カ所から22カ所へ増工し、事業の進捗を図るものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書83ページをお願いします。

議案第111号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和元年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,267万4,000円とするものであります。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、債務負担行為であります。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものであります。

85ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」であります。

事項記載の電気工作物保安管理業務、農業集落排水施設汚泥引抜運搬業務、いずれも令和2年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなりますことから、期間を令和元年度から、保安管理業務については令和4年度まで、引抜運搬業務については令和2年度までとし、それぞれ記載の限度額をお願いするものであります。

事項別明細書69ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金及び4款繰越金については、30年度繰越金の全額を予算措置することにより繰入金の減額を、繰越金についてはその繰越額をお願いするものであります。

歳出であります。

1款農業集落排水事業費、1項1目一般管理費でございます。いずれも人件費の調整に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書86ページをお願いします。

議案第112号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）であります。

令和元年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,971万8,000円とするものであります。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為であります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

88ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」であります。

事項としまして、合併処理浄化槽の管理業務及び清掃業務であり、いずれも令和2年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなりますことから、期間を令和元年度から令和2年度までとし、それぞれ記載の限度額のとおりお願いするものでございます。

事項別明細書74ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金及び5款繰越金については、30年度繰越金の全額を予算措置することにより繰入金の減額を、繰越金については、その繰越額をお願いするものであります。

75ページになります。

歳出であります。

1款合併処理浄化槽費、1項1目一般管理費の2節、3節、4節及び2項合併処理浄化槽建設費、1目合併処理浄化槽建設費のそれぞれ2節、3節、4節については、いずれも人件費調整に伴うものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書89ページをお願いします。

議案第113号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、総則です。

令和元年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。

令和元年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款水道事業収益に5,799万9,000円を追加し、合計を10億4,672万4,000円とするもので、1項営業収益には1,446万円を追加し、合計を8億401万円に、2項営業外収益

には4,353万9,000円を追加し、2億4,271万4,000円とするものであります。

続きまして、支出であります。

1 款水道事業費用に106万円を追加し、9億8,366万8,000円に、1 項営業費用に124万3,000円を同じく追加し、9億6,519万円に、2 項営業外費用については、18万3,000円を減額し、1,847万8,000円とするものであります。

次に、3 条、資本的支出であります。

予算第4条本文括弧書き中、「2億6,875万3,000円」を「2億6,976万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億6,875万3,000円」を「2億6,976万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出に第3項として国庫補助金返還金を追加し、資本的支出及び国庫補助金返還金とも101万3,000円を予定額とし増額し、資本的支出3億2,809万3,000円、返還金101万3,000円とするものであります。

続きまして90ページ、第4条、債務負担行為であります。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものであります。

記載の各種水道メーター購入のほか5件について、いずれも令和2年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなることから、令和元年度から各業務それぞれ記載の期間、限度額のとおりお願いするものであります。

続きまして第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。

予算第5条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費で4,704万円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金であります。

予算第6条中、営業助成のため、一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額「1億3,217万3,000円」を「1億2,984万4,000円」と改めるものであります。

事項別明細書81ページをお願いします。

令和元年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。

収益的収入及び支出。

初めに収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、2 目加入金、3 目その他営業収益、材売収益については、当年度実績見合いに伴う増額補正であります。

2項営業外収益、1目他会計補助金、一般会計補助金ではありますが、水道事業高料金対策、簡易水道事業管理費等実績見合いに伴います減額を、3目開発負担金については、同じく実績見合いによるものでありますが、増額補正をお願いするものであります。宮城県土地開発公社における岩倉地区開発に伴いますものが主なものでございます。

次に、支出であります。

1款水道事業費用、1項1目浄配水費、節の給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入額でいずれも人件費の調整によるものであります。

なお、手当については、台風19号に伴う災害現場等対応の時間外等手当となるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息については、企業債利息等で財政融資、銀行等の企業債の利息でございます。

82ページをお願いします。

資本的支出であります。

1款資本的支出に3項国庫補助金返還金、1目国庫補助金返還金を新たに加え、予定額101万3,000円と追加するものでございます。

平成28年度から繰り越ししました生活基盤施設耐震化交付金事業に伴うもので、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定し、課税売り上げ割合を乗じた補助額の消費税相当額が返還となるものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、議案書91ページをお願いいたします。

あわせて、議案説明資料、議案第114号関係資料をご参照をお願いいたします。

議案第114号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございます

が、大和町総合運動公園、大和町体育センター、大和町武道館、仙台北部中央公園の4カ所、施設といたしましては、合計9施設でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、3の指定の期間でございますが、説明資料でご説明させていただきます。

別冊の説明資料をお願いいたします。

1の施設の名称及び位置でございますが、名称につきましては、先ほどご説明申し上げました4カ所、9施設でございます。

位置につきましては、記載のとおりでございます。

2の指定管理者となる団体の名称でございますが、ミズノスポーツサービス株式会社、代表取締役は篠村嘉将氏でございます。

所在地は、大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号でございます。

3の指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、前回の指定の期間と同年数でございます。

4の募集の期間でございますが、令和元年10月1日から同年11月1日の1カ月間でございます。

5の応募団体でございますが、ミズノスポーツサービス株式会社の1団体でございます。

次のページをお願いいたします。

6の選定の経過でございますが、令和元年8月7日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し、総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、公募としたものでございます。

令和元年11月14日に選定委員会を開催し、選定に当たりましては、公募による応募は1団体でありましたが、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、提出されました関係書類及び応募団体からの説明をもとに、選定委員会において各委員が選定基準により評価を行いまして、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者として選定いたしましたものでございます。

7の指定管理料につきましては、令和2年度分といたしまして、4カ所9施設合わせまして7,500万円でございます。前回は6,750万円ございましたので、750万円の増加となりますが、消費税の増税、大会や教室等、各種事業のさらなる充実、人件費の見直し、施設の老朽化に伴う修繕費の増加を考慮いたしましたものでございます。

8の債務負担行為につきましては、今年中に協定締結等の事務を進めるため、令和元年度から令和6年度までの6年間、金額は7,500万円の5年間で、3億7,500万円を予定いたしているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あしたの午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時33分 延 会